

関係各位

公益財団法人スポーツ安全協会 埼玉県支部

令和 4 年度スポーツ安全保険 主な改定に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、(公財) スポーツ安全協会では今後の安定的・効率的なスポーツ安全保険の運用を目的に、令和 5 年度からの加入受付について従来の加入依頼書での加入受付を廃止し、WEB 受付に一本化する予定です。

これを受けてスムーズな WEB 加入受付への移行のため、令和 4 年度加入受付より「原則 WEB 加入」をいただくよう、各団体様へのご案内を進めて参ります。(経過措置としてやむを得ない理由にて WEB 加入手続きが行えない団体様に限り、令和 4 年度は従来の加入依頼書での加入手続きを継続いたします。)

なお、改定内容の詳細につきましては、令和 4 年度スポーツ安全保険のあらましを令和 4 年 2 月末に送付予定の満期案内に同封いたします。

皆様方にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

主な改定内容

1. 加入区分、掛金に関する改定 (CW 区分、BW 区分、短期スポーツ教室区分)

改定項目

- ① CW 区分 (スポーツ活動またはスポーツ活動の指導・審判を行う高校生以上 64 歳以下の団体員を対象とした C 区分に個人活動も補償対象となる加入区分) の新設 **インターネット加入限定**
- ② BW 区分 (65 歳以上のスポーツ活動を行う団体員を対象とした B 区分に個人活動も補償対象となる加入区分) の新設 **インターネット加入限定**
- ③ 短期スポーツ教室区分 (インターネット加入限定) の廃止

当改定により、令和 4 年度から以下の加入区分となります。

令和 4 年度から

[下表 AW・CW・BW 区分の補償額は上段は団体活動中、下段は個人活動中]

加入対象	加入区分	年間掛金	補償対象	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども	A1	800 円	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	180 万円
	AW	1,450 円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	2,100 万円 100 万円	3,150 万円 150 万円	5,000 円 1,000 円	2,000 円 500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億 500 万円 対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	180 万円 対象外
大人	C	1,850 円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	180 万円
	CW	4,850 円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	2,100 万円	3,150 万円	5,000 円	2,000 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億 500 万円	180 万円
				100 万円	150 万円	1,000 円	500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外
	B	1,200 円	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	180 万円
BW	5,000 円	上記団体活動に加え、個人活動も対象	700 万円	1,050 万円	2,800 円	1,500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億 500 万円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億 500 万円	180 万円	
			100 万円	150 万円	1,000 円	500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外	
全年齢	A2	800 円	文化活動・ボランティア活動・地域活動、準備・片付け・応援・団体員の送迎	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	180 万円
	D	11,000 円	危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む)	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	180 万円

## 2. 補償内容・その他の改定（全加入区分共通）

### 改定項目

- ・加入時年齢基準日変更

当改定により、加入時年齢基準日の取扱いは以下のとおり変更されます。

#### 令和3年度まで

被保険者の年齢は、4月1日以前の加入の場合、4月1日時点の年齢となる。4月1日以降の加入（中途加入）の場合は、掛金の支払い手続きを行った日時点の年齢とします。ただし、インターネット加入で翌月一括追加方式を採用している団体の加入者はその団体への入会日時点の年齢となります。

#### 令和4年度から

被保険者の年齢は、新規加入、中途加入とも 4月1日時点の年齢 となります。インターネット加入で翌月一括追加方式、大規模団体加入方式を採用している団体の加入者についても 4月1日時点の年齢 を適用します。

## 3. 加入条件に関する改定（大規模団体加入方式・翌月一括追加方式）

### 改定項目

- ① 大規模団体加入方式の導入 インターネット加入限定

本加入方式の加入条件は以下のとおりです。

#### 令和4年度から

- ・インターネットからの令和4年度の 初回加入時点の加入者が200名以上 であること。
- ・団体内で会員名簿が常設され、入会者の増員の都度メンテナンスがされていること。
- ・団体員の入会日を確認できる会員証、入会届などが存在すること。

### 改定項目

- ② 翌月一括追加方式、大規模団体加入方式の保険責任開始期について、加入手続きを行った団体の構成員となった日へ変更 インターネット加入限定

当改定により、以下の運用に変更されます。

#### 令和3年度まで

翌月一括追加方式を利用した追加加入者の保険責任開始日は、その団体の会員となった日（団体の入会日）の翌日午前0時となります。

#### 令和4年度から

翌月一括追加方式、大規模団体加入方式を利用した追加加入者の保険責任開始日は、その団体の会員となった日（団体の入会日） となります。  
※団体の入会が完了する以前の事故は補償対象外となります。

このお知らせは、スポーツ安全保険の主な改定の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、右記にお問い合わせください。

<スポーツ安全保険引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

#### 《お問い合わせ先》

(公財) スポーツ安全協会埼玉県支部  
電話：048-779-9580

(公財) スポーツ安全協会  
電話：03-5510-0033